

2008. 7. 27 (日) 13:30～
於：島根県立図書館1階 集会室

第2回「竹島問題を学ぶ」講座

近・現代史における「竹島問題」 — 明治期の「竹島問題」を中心に —

Web竹島問題研究所 研究スタッフ
佐々木 茂
(島根県立松江東高等学校)

1. はじめに

日本の領土問題

- ・北方領土(択捉・国後・歯舞(諸島)・色丹4島)：対ロシア
- ・竹島(独島)：対韓国
- ・尖閣諸島(釣魚台列嶼)：対中国・台湾

2. 「竹島問題」の発端

(1) 「李承晩ライン」の設定

1948年(昭和23)8月15日：大韓民国の成立

李承晩政権、独島(竹島)に「慶尚北道鬱陵郡南面道洞一番地」の地番を付与(住所は「慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑独島里」で、「里」は大字に相当する。「独島里」を本籍とする人は839名(2004年2月29日付の韓国「中央日報」日本語電子版より)

※日本の正式住所：「島根県隠岐郡隠岐の島町竹島」(「島根県穂地郡(→隠岐郡)五箇村」に属したが、2004年(平成16)10月の「平成の大合併」で改変)

1951年9月8日：「サンフランシスコ平和条約」の調印

1952年1月18日：韓国政府

「大韓民国隣接海洋の主権に関する李承晩大統領の宣言」(「李(李承晩)ライン」宣言。韓国では「平和線」と呼ぶ)

・ねらい

- ① 海洋資源の保護・保存
- ② 水産・漁業の保護
- ③ これら目的のため境界線を宣言・維持

◎「竹島の日本領確定の阻止」も目的 → 「サンフランシスコ平和条約」の発効日(⇒日本の主権回復)は1952年4月28日

1952年1月28日：日本政府

抗議「宣言において、韓国は竹島として知られる日本海の小島に領土権を主張しているかに見えるが、日本国政府は韓国のかかる僭称または要求(any assumption or claim)を認めるものではない」

1952年2月12日：韓国政府

反論「日本の主張は連合国軍最高司令官覚書第677号(SCAPIN No.677)に照らし論外である」

1954年6月～：韓国政府

竹島に韓国警備隊員(慶尚北道地方警察庁「独島警備隊」)が常駐し、宿舎・灯台・監視所・アンテナ等の設置

1954年9月：日本政府

韓国政府に対し、国際司法裁判所への提訴を提議したが、韓国政府は拒否

(2) 韓国政府の主張

- ① 竹島は古くからの韓国領である
- ② 日本による1905年(明治38)の領土編入措置は無効である
- ③ 第二次世界大戦中の「カイロ宣言」から戦後の「平和条約」に及ぶ一連の措置から竹島が韓国領であることが確認される

(3) 日本政府の主張

- ◎ 開国以前の日本 …… 国際法の適用はないので、当時においては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として扱い他国がそれを争わなければ、それで領有するには充分であった、と認められる

3. 「竹島問題」の論点

(1) 日韓両国の見解

日本政府：「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である」

↑ の領土である
「歴史」と「国際法」の二つの根拠

↓
韓国政府：「歴史的、地理的背景に照らしても、領土所有権に関する国際法の通念からみても、独島は韓国領土の一部であることに異論の余地がない」

(2) 歴史的根拠の相違

日本政府 …… 国際法上の領土取得の重要な要件の一つ

↓ ↓ ↓ ↓ ↓
◎ 「先占」= 国家が領有の意志をもって無主地(帰属が未確定の地域)を実効支配すること

◆ 竹島と日本の関係は、遅くとも 17 世紀半ばには、実効的支配に基づき竹島(当時の「松島」)の領有権を確立し、1905 年の同島編入で近代国家として竹島を領有する意志を再確認したものと、竹島領有の根拠を示す

↓ ↓ ↓
日韓両国の論点

↑ ↑
韓国政府

◆ 6 世紀の新羅による于山国(鬱陵島及び独島)の征服以来、独島は一貫して歴代朝鮮国家の領土であったと主張。17 世紀の領有権確立は「先占」にはあらず、1910 年の韓国併合へ至る過程で「強行」された独島(竹島)編入は国際法上無効だとする

4. 領土編入に関わる諸問題

(1) 韓国政府側の主張とその検討

- ① 日本の一方的国内措置は無主地に対する先占の行為であるが、竹島は無主地ではなく韓国領であったので、無効である
→→→ 2 の (3) を参照
- ② 日本の領有意思の表明は島根県告示という形をとったが、この告示は極めて秘密裏に (stealthily) 行われ、韓国政府に通告されなかったので無効である
→→→ 「国際法上の通告義務」については、先占について通告など一定の方式を要求しておらず、「実効性」を強調している。また、告示は正式に公示された上、新聞でも報道された
- ③ 韓国政府は当時たとえこの事実を知っていたとしても 1904 年の日韓議定書、第一次日韓協約によって日本政府に異議を唱える立場になかった
→→→ 1904 年以前に韓国が竹島に対して実効的な支配を及ぼしうる完全な立場にありながら、これに支配権を及ぼさなかった。法的評価に意味を持つのは、韓国政府の抗議がなかったこと(当時の中央政府の動きを示す行政文書の公開もない)、そして、日本の領土編入以前に韓国が竹島に対して何らの実効ある措置もとっていなかった

④日本による領土編入措置以後の行為は、日本政府による調査等の行為が韓国侵略行為の一環として行われたので、国際法に基づく領域支配の継続した行為とは認められない

→→→ 韓国が竹島を実効的に占有していたことが証明される場合にのみ、1905年の日本の領土編入措置が無効であると認められる

(2) 明治政府と竹島

18 C末 フランスやイギリス船が鬱陵島を発見し、位置測量が不正確のため、ダジュレー(Dagelet)、アルゴノート(Argonaute)という二つの別の島として紹介され、現在の竹島に「リャンクール」の名が与えられた

1880年 軍艦天城による実地測量の結果、開拓願いの出ている「松島」が鬱陵島と(明治13) 判明し、開拓願いは却下。

日本人の鬱陵島での伐木魚採が続く

1881年 日本政府が鬱陵島を朝鮮領であることを認める

1883年 日本政府が鬱陵島在住の日本人254名を強制的に帰国させる

◎ 日本の各地から鬱陵島へ渡航する者は跡を絶たず、竹島経営も進められた



竹島のアシカ乱獲規制の必要性

※1900年10月25日 大韓帝国(1897~1910年)「勅令第四十一号 鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守と改正する件」を発し、第二条で「郡庁の位置は台霞洞と定め、区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄する事」とし、行政的に韓国領に編入していた、とする



1905年1月28日 政府「明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナレハ国際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ、島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀」との閣議決定を行う



1905年2月22日 島根県知事・松永武吉は、内務省の訓令を受け、「島根県告示第四十号」を発す
「北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五里ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」



1905年4月 島根県は漁業取締規則を改正し、竹島のアシカ漁業を許可制として、中井養三郎らの出願を許可



◎竹島のアシカ猟、アワビ、ワカメ等の採取は1941年に戦争で中止されるまで続き、免許者からは毎年土地使用料が国庫に納入された



◆日本の竹島への実効的支配は第二次世界大戦終了まで平穩に継続された

(3) 「勅令第四十一号」の竹島・石島

◎大韓帝国政府の認識 …… 鬱陵島には「竹島」と「石島」という二つの属島の存在

①「竹島」とは……

②「石島」とは……

(4) 「領土編入並ニ貸下願」提出の理由

◎ 「有力なる競争者あらはれ、競争捕獲の弊を生じ、海驢漁業は数年ならずして絶滅せんことを憂ひ」
「全島は朝鮮の版図に属するを以て、(中略) 同島貸下を朝鮮政府に請願して、一手に漁獵権を占有せんと決し」



「リヤンコ島領土編入並ニ貸下願」を内務・外務・農商務3大臣に提出

(5) 「朝鮮の版図に属する」について

- ①『竹島及鬱陵島』(奥原碧雲 著。1907年刊)
・「リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ……」
- ◎ ②「事業経営概要」(中井養三郎 執筆。1910年提出)
・「本島ノ鬱陵島ヲ附属シテ韓国ノ所領ナリト思ハルル」
- ③「竹島経営者 中井養三郎氏立志傳」(奥原碧雲、1906年聞き書き)
・「海図によれば」

◆水路誌や海図の作成目的は …… 朝鮮領の範囲を示すのではなく、航行の安全確保のため

(6) 「領土編入」の経緯 ～ 「立志傳」の記述から

◎中井養三郎の上京



①農商務省：牧 朴真(まき なおまさ)水産局長
※藤田勘太郎(隠岐出身)水産局員の紹介



②海 軍 省：肝付兼行(きもつき かねゆき)水路部長



③内 務 省：地方局 → 「目下日露開戦中なれば、外交上領土編入はその時機にあらず、願書は地方庁に却下すべき旨を通ぜらるる」
(「立志傳」)



④外 務 省：山座円次郎(やまざ えんじろう)政務局長
※桑田熊蔵貴族院議員(法学博士。同郷)の紹介
「外交上のことは他省の関知する処にあらず、眇たる岩島編入の如き些々たる小事件のみ、地勢上より見るも、歴史上より見るも、はたまた時局上より見るも、今日領土編入は大に利益あるを認むる旨を漏ら」す(「立志傳」)



⑤内 務 省：井上書記官に面会し、事情を陳述



⑥内務省の同意を得て、閣議へ →→→ 閣議決定

5. おわりに

6. レジユメ及び資料作成のための主な引用文献・参考文献

- ・奥原碧雲「竹島経営者 中井養三郎立志傳」
(1906年5月20日記述、奥原秀夫氏所蔵)
- ・芹田健太郎『日本の領土 中公叢書』(中央公論社、2002年6月刊)
- ・中澤孝之 他『図解 島国ニッポンの領土問題』(東洋経済新報社、2005年8月刊)
- ・田端広英 他『別冊宝島 ニッポン人なら読んでおきたい竹島・尖閣列島の本』
(宝島社、2005年11月刊)
- ・島根県高等学校地歴・公民科教育研究会編『PICK OUT 島根 2008』
(島根県高等学校地歴・公民科教育研究会、2008年3月刊)